令和９・10 年度 入札参加資格審査申請に関するよくある質問（ＦＡＱ）

＜令和８年 10 月 29 日現在＞

【共通事項（全業種共通）】

共通－Ｑ１　紙の申請書を窓口に持参、又は郵送で提出できますか？

共通－Ａ１　申請は、西予市ホームページからのオンライン申請でのみ受け付けております。窓口への持参や郵送での受付は行っておりません。

共通－Ｑ２　行政書士として複数の事業者から申請依頼を受けています。複数事業者のデータを同時に保存しながら並行して入力作業を進めることはできますか？

共通－Ａ２　ブラウザのキャッシュに一時データが保存される仕組みのため、複数事業者の申請を同時に保存しながら進めることはできません。１件ずつ申請を完了させてください。

共通－Ｑ３　行政書士が代理申請する場合、担当者情報欄には誰の情報を入力すればよいですか？

共通－Ａ３　代理申請を行う行政書士、申請業者の担当者等どなたでも差し支えありません。申請の内容に係る問い合わせに対応できる方の情報を入力してください。申請内容に不備や確認事項があった際、西予市担当者から連絡させていただく場合があります。なお、役職名がない場合は空欄としてください。

共通－Ｑ４　本社（店）と支店・営業所等の両方でそれぞれ申請することは可能ですか？

共通－Ａ４　できません。申請は１法人（個人を含む。）につき１申請のみです。重複申請は固くお断りいたします。

共通－Ｑ５　支店や営業所等に権限を委任したいのですが、一部の権限のみを委任することは可能ですか？

共通－Ａ５　入札・契約等の権限を委任する場合は「全権委任」のみです。一部委任は認めません。

共通－Ｑ６　履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書や未納がない旨の証明書などは、原本をスキャンする必要がありますか？

共通－Ａ６　原本、又は写し（コピー）のどちらをスキャンしたＰＤＦデータでも差し支えありません。ただし、発行から３か月以内のものと指定しているものについては、当該期間内に発行されたものに限ります。

共通－Ｑ７　「使用印鑑届」は白黒でスキャンしたＰＤＦでもよいですか？

共通－Ａ７　使用印鑑届は、必ず朱肉を使用して押印した書面の原本をカラーでスキャンし、ＰＤＦデータにしてください。なお、作成した書面の原本は申請者様にて大切に保管し

てください。

共通－Ｑ８　登記上の住所と、実際の営業所の住所が異なっています。どうすればよいですか？

共通－Ａ８　前回(令和７・８年度)の申請と同様に、異なる理由を記載した理由書(任意様式)を作成してＰＤＦ化し、申請フォーム下部の「その他添付ファイル」欄に添付してください。

共通－Ｑ９　住所のフリガナ(カナ)は番地まで入力が必要ですか？また、建物名がない場合はどうすればよいですか？

共通－Ａ９　カナ入力は「丁目・字」までとしてください。建物名がない場合は、建物名等の欄は空欄のままでお進みください。

共通－Q10　添付ファイルが容量制限(10MB)を超えてしまいます。

共通－Ａ10　まずはＰＤＦ圧縮ツール等をご利用いただき、ファイルサイズの圧縮をお試しください。オンラインストレージをご活用いただくことも可能ですが、保存期限がある場合は個別に対応いたしますので西予市財政課契約監理室までご連絡ください。Web経由での送信がどうしても困難な場合は、書類を別途郵送していただき、フォーム下部の連絡事項欄に「〇〇は別途郵送」の旨をご記載ください。

共通－Q11　添付ファイルが正しく添付されたか確認する方法はありますか？

共通－Ａ11　セキュリティの都合上、申請画面上で添付ファイルの中身(プレビュー)を開いて確認することはできません。申請画面下部の「確認」ボタンを押した後の画面で、添付したファイルの「名称」と「拡張子(.pdf など)」が表示されますので、そちらでご自身が選択したファイルに間違いないかをご確認ください。

共通－Q12　申請後(データ送信後)に、入力内容の確認や修正はできますか？

共通－Ａ12　送信後にご自身で内容を確認・修正することはできません(事前に保存・印刷等を推奨いたします)。誤ったデータを送信してしまった場合は、西予市財政課契約監理室へご連絡ください。当該データを削除いたしますので、その後改めて正しい内容で再申請をお願いします。

共通－Q13　今年度中に会社の情報に変更が生じた場合、現在の資格(令和７・８年度)と、今回申請する資格(令和９・10 年度)の変更手続きはどうなりますか？

共通－Ａ13　変更が生じ、必要資料が準備できた段階で、現在の「令和７・８年度分」については、西予市ホームページの申請フォームから変更手続きを行ってください。今回申請いただく「令和９・10 年度分」の変更手続きにつきましては、令和９年の３月頃を目途に、西予市ホームページにて改めて手続方法をご案内する予定です。

共通－Q14　市外業者の受付期間が市内業者よりも短く、開始時期が異なるのはなぜですか？

共通－A14　西予市では、地域経済の活性化や地元産業の振興を重点施策としており、入札・契約制度においても市内業者の育成を優先する方針をとっております。これに基づき、市内業者様の迅速かつ確実な審査・名簿登録を優先的に進めるため、受付期間を区分しております。また、オンラインシステムのアクセス集中を防ぎ、安定した受付環境を確保する目的もございますため、指定期間内でのご申請にご理解とご協力をお願いいたします。

共通－Q15　使用印鑑届の右下、「住所」、「商号又は名称」及び「代表者職氏名」は、本社(店)の情報を記載すればよいですか？その場合に、代表者の押印は必要ですか？

共通－A15　本社(店)(建設工事の場合は主たる営業所)の情報を記載してください。当該情報を記載した箇所への代表者の押印は不要です。

共通－Q16　支店・営業所等に入札・契約等の権限を委任する(受任者を設置する)場合に、委任状の添付は不要でしょうか？

共通－A16　委任状の添付は不要です。申請フォームにおいて、入札・契約等の権限を委任する(受任者を設置する)支店・営業所等の情報を入力いただくことで、当該権限について代表者から委任を受けているものとみなします(担当者情報の箇所で担当者の氏名及び連絡先を入力いただくことで押印省略されているものとして取り扱います。)。

【建設工事に関する事項】

工事－Q１　職員数において、「役員」と「技術関係職員」を兼務している場合、人数はどう入力すればよいですか？

工事－A１　兼務されている場合は「役員」としてカウントしてください。また、「従業員計」の欄は、役員を除いた従業員の合計人数となります。

工事－Q２　「発注を希望する業種」の技術職員数について、経営事項審査(経審)の審査基準日以降に人事異動があった場合、最新の人数を加味して入力してよいですか？

工事－A２　加味しないでください。必ず、添付いただく「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」に記載されている「元請完成工事高及び技術職員数」の数字をそのまま入力してください。技術職員の各内訳(１級、講習受講など)についても同様です。

工事－Q３　「営業所一覧表」は、建設業許可申請書の【別紙二】以外でも、インターネット上で確認できる行政の情報等で代用できませんか？

工事－A３　代用はできません。必ず許可行政庁へ提出した建設業許可申請書の【別紙二】(写し可)を添付してください。

工事－Q４　建設業法上の主たる営業所が西予市外にある(市外業者である)場合、技術者の資

格等を証明する資料などの添付は不要ですか？

工事－Ａ４　はい。西予市内に建設業法上の主たる営業所を有しない市外業者様につきましては、「技術者の資格等を証明する資料」等の添付は不要です（市内業者様のみ必須となります。）。

工事－Ｑ５　過去に西予市から入札参加資格停止措置を受けました。申請フォームに期間を入力する欄がありませんが、どうすればよいですか？

工事－Ａ５　入力に際しては、システムの仕様上、入力欄下部のスクロールバーを動かす等していただく必要がありますので、ご注意ください。

【測量・建設コンサルタント等に関する事項】

コン－Ｑ１　技術者経歴書は必ずすべての希望業種分を提出しなければなりませんか？

コン－Ａ１　建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務を希望し、かつそれぞれの登録業者である場合は、各業務の登録規程等による「現況報告書（直近のもの）」等を添付していただくことで、当該業務に係る技術者経歴書の提出を省略することが可能です。

【物品・役務等に関する事項】

物品－Ｑ１　物品・役務等の入札参加資格審査申請について、前回までは随時受付（いつでも申請可能）でしたが、今回から短い受付期間が設定されたのはなぜですか？

物品－Ａ１　これまで業種ごとに異なっていた受付・審査スケジュールを抜本的に見直し、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」及び「物品・役務等」の全業種において申請受付を同時期に統一することといたしました。これにより、西予市の有資格者名簿を全庁的かつ一体的に管理し、より公平で透明性の高い契約事務を推進してまいります。一斉更新による最新情報の適正管理のため、皆様にはご不便をおかけしますが、定められた期間内での申請をお願い申し上げます。